

様式第五十の二（第48条第6項関係）

認定事業適応計画の（中間）実施状況の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年2月17日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社高島屋、東神開発株式会社

3. 認定事業適応計画の実施期間

令和4年2月17日～令和9年1月28日

4. 認定事業適応計画の実施状況

（1）事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

本計画では、新型コロナウイルス感染拡大の影響で傷んだ経営を立て直し、その土台のうえで、今後も成長を続けていくため、ポストコロナに向けて、ブランド価値の源泉である百貨店の再生と、グループ収益基盤の強化を目指すこととしている。

この計画のうち、令和4年度においては、固定資産投資等・構造改革投資およびその他戦略的取組への出資を実施した。

（2）生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

令和5年2月期のEBITDA マージンは10.0%であり、基準年度の0.4%を9.6ポイント上回っている。引き続き、令和9年2月期のEBITDA マージンが、基準年度である令和3年2月期を5.0ポイント以上上回ることを目標に計画を進める。

なお、令和4年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用。目標の達成状況についても、適用後の実績を元に算出した値で記載している。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

財務内容の健全性の向上指標については、令和4年度は有利子負債／CFが5.0倍となり、経常収支比率が129.1%となった。

なお、令和4年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用。目標の達成状況についても、適用後の実績を元に算出した値で記載している。

（4）実施した事業適応計画の内容

令和4年度においては、固定資産投資等・構造改革投資およびその他戦略的取組への出資を実施した。「まちづくり」への新たな取り組みを通じた売上高は1,938,633千円を計上し、全ての事業の売上高の0.2%となった。